

横須賀市営住宅にお住まいの皆様へ

不正入居について

入居時にご説明させていただいておりますが、市営住宅に居住するためには、ご家族の方であっても、市から同居の承認を得なければなりません。

同居の承認(※)を得ていない場合は「不正入居」となり、入居の承継をすることはできませんので、同居する場合は、「必ず」事前に同居の承認の手続きをお願いします。

※家賃に滞納がある場合等、同居承認できない場合もありますのでご注意ください。

家賃の滞納対策について

家賃を滞納されている方については、連帯保証人にも請求させていただくとともに、支払いの約束をしているにもかかわらず、状況が改善されない場合や、全く話し合いをしていただけない場合は、訴訟による住宅明渡を行ってます。

家賃の滞納が生じないように、ご注意ください。

入居の承継について

入居の承継(※1)ができる範囲は、原則として、入居者(名義人)と同居している配偶者のみ(※2)となります。

※1 入居の承継とは、市営住宅の入居者(名義人)が亡くなられたり、離婚または特別養護老人ホーム等の施設に入所したことにより市営住宅から転出した場合に、同居者が市の承認を得て引き続き居住するために、名義を変更することです。

※2 高齢者や障害をお持ちの方など、配偶者以外の方でも承継できる場合がありますので、ご相談ください。

救命救急講習について



市営住宅の集会室には AED が設置されています。

「いざ」というときに備えて、AED の操作方法と心臓マッサージの方法などを学ぶ横須賀市消防局の救命救急講習を行っています。

下記のほか、他の市営住宅でも順次開催予定ですので、是非ご参加ください。

平成 27 年 10 月 4 日(日) 八幡ハイム
平成 27 年 11 月 15 日(日) 池上ハイム

ペットの飼育は禁止です

市営住宅では、犬・猫などのペットの飼育は近隣の迷惑になるため「禁止」しています。また、団地内で猫に餌やりを行うなどの行為も近隣の迷惑になりますので、絶対に行わないでください。

市や指定管理者からの再三の注意にも従っていただけない場合には、明渡し請求(退去)の対象となりますので、ご注意ください。

家庭での地震・災害等への備え

地震・災害等はいつ起きるかわかりません。大規模な地震や災害が発生した場合に備え、日頃からその対策について心がけておきましょう。

☆家具等の転倒防止対策☆

家の中はキケンがいっぱい！！

地震による家庭内でのケガの多くは家具や家財の転倒・落下によるものがほとんどです。家具等はカベ・天井等を利用し、つっぱり棒などで固定するようにしてください。（但し、カベ・天井等躯体には穴等をあけないようお願いします）



☆防災グッズを備えましょう☆



備えましょう！ 命を繋ぐ防災グッズ！！

貴方の家庭では防災グッズを用意してありますか。被災をして避難所での生活を余儀なくされた場合、インフラの復旧および救援物資の支給を受けるまで、自力で生活しなければなりません。自分や大切な家族を守るためにも防災グッズを備えておきましょう。

☆避難場所の確認☆

知っていますか？ あなたの地域の避難場所！！

各地域には、災害発生時のことを考え、避難場所が指定されています。みなさまの地域の避難場所を確認しておくのも対策のひとつです。

また、避難場所までの避難経路については、建物の倒壊、道路の破損または火災等により通行が出来ない場合があります。ひとつの経路だけでなく複数の避難経路を確認しておきましょう。



☆緊急時の連絡・確認方法☆



無事ですよ！ その一言をいち早く！！

災害等により緊急避難を余儀なくされた場合、一番の心配は家族の安否です。災害発生時はインフラ（電気・水道・ガス・通信設備等）の破壊により連絡が取れない状態が考えられます。普段から被災した時の連絡・確認方法（災害用伝言板の利用・避難場所での伝言板利用等）を家族で話し合っておくことも必要です。

横須賀市都市部市営住宅課

横須賀市営住宅指定管理者

（一般社）かながわ土地建物保全協会

046-823-1959